

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書 に関する『Q&A』と『規定（抜粋）』

「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の作成要領」を読んでいただいた上で、不明な点が出てきた場合にご覧ください。

さらにご不明な点がありましたら下記担当部署まで問い合わせください。

【目次】

I	Q&A	P1～P7
II	規定	P8～P9

1. 報告期間について

Q1 当社は決算が 12 月締めのため、各種伝票やデータについても年ごとにまとめています。本報告も、これによってまとめてもよいでしょうか？

A1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）施行規則第 8 条の 27 より、毎年 6 月 30 日までにその年の 3 月 31 日以前の 1 年間において交付した管理票の交付等の状況に関して報告書を提出する旨が定められています。それぞれの年度で報告を行ってください。

Q2 年度をまたいで行っている建築工事があります。この場合、工事が終了した年度に前年度のマニフェストと今年度分をまとめて報告書を作成し、提出してもよいでしょうか？

A2 Q1 と同様、管理票の交付期間にあわせて、それぞれの年度で報告を行ってください。

Q3 3 月 31 日に交付したマニフェストの写しが残っていないのですが、今回の報告書に記載するのでしょうか。それとも、確認してから次年度の報告に入れるべきでしょうか？

A3 交付等の状況報告ですので、未だマニフェストの写し（B2、D、E 票）の返送がないものについても報告の対象となります。

2. 報告対象者について

Q4 環境大臣による広域認定制度を利用して産業廃棄物を処理しているためマニフェストは交付していません。この場合、報告は必要ですか？

A4 広域認定制度に係る委託により、マニフェストを交付しなかった場合は、本制度に基づく報告は不要です。また、専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）のみの処理を業として行っている者（専ら業者）への委託もマニフェストの交付が必要ありませんので、本報告の対象外となります。（ただし、専ら物であっても、産業廃棄物であれば委託契約は必要です）

また、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電マニフェスト）、搬出汚染土壌管理票など、産業廃棄物以外のマニフェストやマニフェストの仕組みに準じて確認伝票などで処理終了の報告を得ている場合の報告は不要です。

Q5 廃 PCB 等の保管場所を移動するために、他社に運搬を委託した場合も報告は必要ですか？

A5 上記同様、運搬を他人に委託した場合はマニフェストの交付が必要です。報告書の「処分受託者の氏名又は名称」欄に「自己保管」と記入します。

Q6 有価で売却される金属くずや廃油について、適正に販売されたことを確認するためマニフェストを準用しています。このように、廃棄物処理法に準じた形式でマニフェストを交付した場合報告は必要ですか？

A6 有価物の運搬及び売却のためマニフェスト制度を準用する場合は、廃棄物処理法の対象外となるため、本制度に基づく報告は不要です。なお、準用する場合は、必ずマニフェストの上段「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の文字は二重線などで消して利用ください。

Q7 有価物として取引した場合は、全てマニフェストや本報告は必要ないのでしょうか？

A7 廃棄物とは、「不要になった固体又は液体で売却できないもの」です。有償で売却できないものであれば、「廃棄物」ですので廃棄物処理法の対象となり、マニフェストと本報告が必要です。

また、有価で買い取ると言いつつ「運搬費」「解体料」「リサイクル料」などの請求がある場合、トータルでは処理費を払ったということになるため、有価物とは言えず、マニフェストと本報告が必要です。

「廃棄物に該当するか否かの判断については、物の性状、排出の状況、通常の実態の形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘定して判断すべきもの」（『H17年8月12日付環境省通知「行政処分の指針について」』より）とされています。

なお、金属くず、古紙又は廃油などは、市況によって売却できたり、できなかつたりすることもありますので、注意が必要です。

単純に有価物と判断せずに、県に確認するなど慎重に判断してください。

Q8 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物の運搬や処分を委託する際に交付する二次マニフェストについても、報告しなければならないのですか？

A8 二次マニフェストについても、その交付状況について報告する必要があります。中間処理業者が、中間処理後の産業廃棄物を自ら最終処分場などへ運搬する際は、その中間処理業者は収集運搬業者の許可が必要です。併せてマニフェスト（二次マニフェスト）の交付も必要になります。従って、報告書には、運搬受託者の氏名又は名称欄に中間処理業者名を記入します。

Q9 自社で廃棄物を処理している場合でマニフェストを利用している場合は、報告は必要ですか？

A9 自社で排出した廃棄物を運搬し、自社で処理した場合、マニフェストを交付する必要がありませんので、報告不要です。（処理確認のためにマニフェストを準用している場合でも報告は不要です。）

ただし、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、マニフェストの交付と本報告が必要となります。

Q10 合併又は分社化などにより、年度途中でマニフェストの交付者が変更された場合の報告者について教えてください。また、事業場の閉鎖等により、マニフェストの交付者及びその地位を継承した者がなくなった場合は報告が必要ですか？

A10 合併または分社化により交付者が変更となったマニフェストについては、今年の4月1日時点で旧組織の地位を継承したものが報告を行います。

また、事業場の閉鎖等により交付者がなくなった場合については、本社代表者が代わりに報告を行ってください。

Q11 県外の事業者でも報告書の提出は必要ですか？

A11 県外の事業者でも、佐賀県内に事業場を有し、そこから産業廃棄物を排出しているのであれば、佐賀県に報告する必要があります。

反対に、佐賀県内の事業者であっても、県外の事業場から産業廃棄物を排出した場合は、事業場のあるそれぞれの都道府県知事等へ提出してください。

Q12 県外へ搬出（県外で処分）した産業廃棄物についても報告は必要ですか？

A12 県内の事業場から排出した産業廃棄物については、県外に搬出（県外で処分）したものであっても佐賀県に報告する必要があります。

Q13 マニフェストの記入や報告書の記入を処理業者が代行してくれと事業者から依頼された場合に、こうした代理行為は可能でしょうか？

A13 マニフェストの記入や報告書の記入は、産業廃棄物の排出業者が行う必要があります。ただし、記載にあたってのアドバイスまで禁止するものではありません。

※ あくまでも排出者責任は、廃棄物を排出した者（事業者）にあります

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」第11条第1項では、「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」とされています。

その処理を許可業者などに委託したとしても、その責任は免じられるものではありません。

Q14 小売業をしており、県内に多くの店舗があり、個々の店舗について作成するのは大変なので、1事業場にまとめて報告書を作成してもよいでしょうか？

A14 1事業場にまとめて作成することはできません。店舗ごとに報告書を作成してください。なお、報告書の提出は、本社などから、一括して送付してもかまいません。

Q15 年度途中で事業場が移転したのですが、移転前と移転後をまとめて1事業場として作成してもよいでしょうか？

A15 移転前と移転後を別々に作成してください。

Q16 同一敷地内にある、子会社の産業廃棄物の報告をまとめて親会社が報告してもよいでしょうか？

A16 本制度は、産業廃棄物の処理を他人に委託する際にマニフェストを交付した者が、その交付状況について報告することになるので、親会社がまとめて提出することは出来ません。それぞれが報告書を提出してください。

Q17 当社で発生する産業廃棄物については、県内各地の事業場について当社が一括して処理委託契約を締結しています。この場合、本社分と事業場分を合算し、当社が一括して報告することはできますか？また、提出先は本社の所在地でよいですか？

A17 当社が報告書を作成することは差し支えありませんが、原則として複数の事業場での交付枚数を、1つの事業場に合算することはできません。報告書の作成は、事業場ごとに行ってください。提出先は、廃棄物を排出した都道府県政令市となります。

ただし、建築工事の作業現場など設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2つ以上ある場合（建設業者や、リース会社等）には、これらの事業場事業場の地域を所管する県または市ごとに1つにまとめた上で提出します。その際、事業場の名称に「佐賀県内の事業場（〇〇ヵ所）」と、事業場の所在地に「佐賀県内の事業場（〇〇ヵ所）」と記入してください。

3. 記入方法について

Q18 社印・代表者印の押印必要ですか？

A18 不要です。（押印して提出いただいても構いません）

Q19 今年4月以降に、A社がB社に吸収合併されてC社となりました。A社の実績について報告する際、「報告者」はA社の名称を記入するべきでしょうか？

A19 「報告者」には、C社の名称を記入してください。なお、事業場の名称は、「旧A社〇〇支店」のように記入してください。

Q20 当社は中間処理業者ですが、自社の排出した廃棄物についてのマニフェスト（一次マニフェスト）と二次マニフェストは、別々に報告する必要がありますか？

A20 二次マニフェストを交付した中間処理業者は、自社が排出業者となる一次マニフェストと分けて報告してください。

Q21 産業廃棄物の排出場所が無人の倉庫で、電話がありません。事業場の電話番号には何を記入すればよいでしょうか？

A21 電話がない場合は、事業場の電話番号は「なし」等で構いません。

ただし、報告書に不備などがあつた際、電話で問い合わせをいたします。報告者と、作成する担当者が異なる場合は特に、問い合わせ先がわかるよう、「連絡先」と、「担当者名」を忘れずにご記入ください。

Q22 産業廃棄物の排出量を体積、個数などの単位で管理していますが、そのまま報告書に記入してもよいでしょうか？

A22 必ず「t（トン）」へ換算して記入してください。

換算例：（ドラム缶 1 本=200 リットル 一斗缶 1 個=18 リットル ）

Q23 排出段階で分別された、複数の産業廃棄物を 1 台の車両に積み込み、同じ処分先へ運搬しています。複数の産業廃棄物欄にまとめてチェックしたマニフェストを、一枚だけ交付しているのですが、この場合の報告方法について教えてください。

A23 マニフェストの記載どおり、廃棄物の種類すべてを報告書の「産業廃棄物の種類」欄一行に記入してください。

なお、引渡しの際に既に分別されている産業廃棄物を 1 台の車両でまとめて運搬する場合も、たとえ運搬の最終目的地及び処理の方法が同じであったとしても、本来はそれぞれ産業廃棄物の種類ごとにマニフェストを交付しなければなりません。今後のマニフェストの使用方法を改善してください。（産業廃棄物処理法施行規則第 8 条の 20 第 1 号）

（ただし、パソコンなどのように排出段階で複数の種類の廃棄物が不可一体分の状態で混同している場合を除きます。）

誤ったマニフェストの運用がなされていた場合は、日々運用を見直すようにしてください。

なお、誤った方法で交付されたマニフェストがある場合は、今年度の報告書に限り、<作成要領 <記入する際の注意点>>に沿って記入し、報告書を提出してください。

Q24 混合された状態の産業廃棄物を積替え保管施設で分別し、その後別々の処分先へ運搬しています。マニフェストは混合廃棄物として 1 枚しか交付していないのですが、この場合の報告方法について教えてください。

A24 排出時は混合された状態であっても、積替え保管等によりその処理ルートが別々になるものについては、それぞれの処分場ごとにマニフェストを交付しなければなりません。（廃棄物処理法施行規則第 8 条の 20 第 2 号）

なお、誤ったマニフェストの運用がなされていた場合は、Q23 同様です。

Q25 建設系廃棄物マニフェストを利用しています。作成要領には、『産業廃棄物の種類に例示のない2種類以上の材質からなる廃棄物（別表2の◇項目等マニフェストの産業廃棄物廃棄物の種類欄に、二つ以上のチェックがされている場合）は、チェックされている項目を、「産業廃棄物の種類及びコード欄」に全て書き出します。』と書いてありますが、マニフェストには、「07 混合（安定型のみ）」の○印と、数量しか書いてありません。報告書にはどのように記入すればよいですか？

A25 建設工事現場や解体現場などから排出される建設廃棄物のうち、ガラスくずやがれき、コンクリート片など多種多様な素材が交じり合った廃棄物である場合は
[2000 建設混合廃棄物（ ）]と記入し、（ ）内には、わかる範囲でよいので含まれている産業廃棄物の種類を書き出します。建設混合廃棄物ではない場合は以下のように記入します。[1200 金属くず、0600 廃プラスチック類]のように、含まれている種類すべてを「コード＋名称」で同一欄内に書き出します。

※混合廃棄物は廃棄物処理法に定められている廃棄物の種類ではありません。

しかしながら、建設工事では多品種少量の廃棄物が排出され、集積場所等の問題からも細かな分類が困難な場合があります。そのため混合として排出することを運用上容認しています。

管理票交付に係る法令上の要件から逸脱しないために、混合として排出する場合は、混合欄に○印を付けて数量を記入します。さらに、排出する混合廃棄物の中に含まれている種類にも○印を付けます。建設マニフェスト販売センター よくある質問に、記載があります。次回から誤ったマニフェストの運用を見直すようにしてください。

Q26 処分場所の住所は中間処理の住所ですか、それとも最終処分場の住所ですか？

A26 事業場から排出された産業廃棄物が、最初に処分される場所の住所を記入してください。
中間処理を経て最終処分される場合は、中間処分場の住所を記入してください。石綿含有産業廃棄物など、最終処分先へ直送する場合は、最終処分場の住所を記入してください。
中間処理後に、最終処分された場合の最終処分場の住所や名称を記入する必要はありません。

Q27 運搬受託者と処分受託者は誰が該当するのですか？

A27 事業者が直接処理契約を締結している収集運搬事業者、処分事業者がそれぞれに該当します。

4. その他について

Q28 報告書の様式等は、対象者に送られてくるのですか？

A28 本制度の趣旨からご承知のとおり、県内外（全国）で関係し、全ての事業者が対象でないということから、様式の発送などは行っておりません。

お手数ですが、佐賀県庁のホームページから様式をダウンロードして入手していただくようお願いいたします。どうしてもインターネットが利用できない場合等は、県庁担当部署までご相談ください。

Q29 法律で報告書の提出を義務付けた目的は何ですか？いつから決まったのですか？

A29 産業廃棄物処理法（12条の3第7項）に「管理票交付者は環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない」と規定されています。

環境省の通知文「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）」（平成18年12月27日、環境廃産発第061227006号）の中で、平成19年度の実績から義務化となっております。

※万一、対象年度の報告書が未提出であった場合は、年度ごとに報告書をまとめ、早急に提出してください。その際、

- (1) 平成19、20、21年度を提出する場合は、様式第3号内の文書「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき～」の部分、改正前の「～第12条の3第6項に基づき～」と修正。
- (2) 平成19年度分の報告書を記入する場合は、さらに、業種を、日本標準産業分類（平成14年3月改定）の「コード及び名称」を日本標準産業分類で調べて記入すること。
を忘れずに行ってください。

Q30 報告書を提出した後に誤りや、記入漏れに気がきました。どうすればよいでしょうか？

A30 必ず、電話連絡後、訂正の旨を書いた紙を添付し、次の2点を提出してください。

- 1 訂正後の報告書
- 2 訂正内容を記載した書類（提出済みの報告書のコピーを朱書きで訂正内容を記載したもの）

と、訂正前の書類と訂正後の書類が、確実に差し替えられるよう、

1. 受付印を押印したものが手元に戻ってきている場合は、受付印の「日付」
2. 1部のみ提出している場合 や まだ押印した控えが戻ってきていない場合は、「提出・郵送した日付」と、「封筒の大きさや色（郵送の場合）」の連絡もお願いします。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書に関する規定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（産業廃棄物管理票）

第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

7 管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（管理票交付者の報告書）

第八条の二十七 法第十二条の三第七項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市又は呉市、大牟田市若しくは佐世保市にあつては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第34号）等が平成23年4月1日より施行されたことにより、12条の3第6項が、12条の3第7項に変更されています。

電子情報処理組織を使用した登録及び報告に関する規定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（電子情報処理組織の使用）

第十二条の五 第十二条の三第一項に規定する事業者（その使用に係る入出力装置が第十三条の二第六項に規定する情報処理センター（以下この条において単に「情報処理センター」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において「電子情報処理組織使用事業者」という。）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（第十二条の三第一項に規定する環境省令で定める場合を除く。）において、運搬受託者及び処分受託者（その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において同じ。）から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、第十二条の三第一項の規定にかかわらず、管理票を交付することを要しない。

8 情報処理センターは、環境省令で定めるところにより、第一項の規定による登録及び第二項又は第三項の規定による報告に関する事項を都道府県知事に報告しなければならない。